

酒田市下水道事業建設工事成績評定要領

(趣旨)

第1条 この告示は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が所掌する建設工事の適正な履行を確保するために行う建設工事成績評定業務に関しては、別に定めるもののほか、この要領によるものとする。

(成績評定等)

第2条 下水道課が発注する建設工事の成績評定については、酒田市建設工事成績評定要領（平成30年告示第172号）を準用する。

附 則

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。